

社会福祉労働の現代における課題

岡 野 初 枝

要 約

社会福祉労働について一つの定義をあげれば、社会福祉の制度とか政策が住民に活用されるために、社会福祉に従事している人々により行われる労働ということができる。労働の分類では直接財貨を生産しないために、非生産的労働としてサービス労働に分類されている。しかし社会福祉労働は非生産的な労働ではなく、憲法にもとづく生存権を保障するために社会福祉行政に伴って現れる有用な労働である。

社会福祉労働は、生活に課題を持つ個人およびその家族に対して働きかける有用な労働であり、その対象は現実の社会的な諸関係に制約されている生きた肉体を持った個人の生活課題とそれに付随する精神的・人格的課題に対して行われる。そのとき社会福祉労働は個人の恣意として行われるのではなく、社会の責務として人間の社会権存在権を保障するために行われる。

社会福祉労働に従事する場所は、社会福祉事務所や児童福祉施設などが主であったが、高齢社会を迎えた現在では、老人福祉施設など高齢者を対象にした施設での従事者が増加している。また地域福祉や在宅福祉サービスの整備によりホームヘルパーの増加などその一端を示している。

社会福祉労働に従事する場合、基本理念としての倫理性が重視される。同時に、存在権を保障する方法については専門的技術を必要とする。高齢社会を迎えた現代の社会福祉労働の新しい課題は、社会福祉労働者によって住民の環境としての社会制度や政策を変革していくことである。

キーワード：社会福祉労働　社会福祉労働従事者　高齢社会　専門性

は じ め に

1989（平成元）年12月に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」が出されが、1994（平成6）年には新ゴールドプランとして修正されている。それによって高齢社会を迎えるにあたっての在宅・施設における社会福祉サービスの供給量が示された¹⁾。特に在宅福祉サービスの目標量については大幅に改善された。その基本理念は、高齢者が心身の障害を持ちながらも人間としての尊厳を保ち、自立して高齢期を過ごすことができる社会を実現していくことにある。その内容は社会福祉サービスを利用する利用者本位にその自立を支援し、総合的なサービスを提供していくという

ものである。

高齢社会における社会福祉のニーズでは、従来の貨幣的ニーズに加えて非貨幣的なニーズつまり介護などの福祉サービスが主要な課題になっている²⁾。そのため社会福祉に従事する労働力、社会福祉労働従事者に期待されているものは極めて大きい。

本稿では、社会福祉労働の歴史的背景を探りながら、現代の社会福祉労働に求められている課題について述べる。

1. 社会福祉労働の特質

労働とは何か。「労働とは、人間が自然に働きかけて生きていく生き方に固有な能動的な生産活動である」と矢沢修次郎は定義している³⁾。このばあい生産とは、単に物質的な財貨を作り出すことだけを意味するのではなく、諸々の欲求や欲望の生産、人間そのものを生み出す活動、社会的関係の生産をも包摂した包括的な概念であると説明する。さらに労働は次の二つの過程の統一としてあり、一つは人間が労働という行為を通じて自らの労働、能力を対象、労働生産物の中へ転化させる過程と、もう一つは労働の中における対象との格闘をつうじて人間が彼自身の諸能力をよりいっそう高次なものへと引き上げていく過程の統一としてあるという。

そして、人間の労働の特徴は、労働手段の使用による合目的活動であって、精神的能力と肉体的能力の統一としての自然力の使用にある。また、労働の分類については、精神労働と肉体労働が区別されている。労働そのものが直接的に身体を使って行われるもののが肉体労働であり、主に頭脳を使って行われるのが精神労働であると区別する。分類については他に生産的労働と不生産的労働の区分がある。物質的富を直接生産する労働が生産的労働であり、分業の発展の結果それから分離・独立して発展してきた不生産的労働（これは当時の現場では商業労働やサービス労働などとされるが現在はこれらは生産的労働とみなされている）が区別されている。もう一つは、特定の訓練や習熟、育成の結果可能となる労働を熟練労働と言い、それらを要しない労働を不熟練労働と呼ぶ区分もある⁴⁾。

現代社会の労働の典型は、自動機械体系（オートメーション）等にもとづく大工業と官僚制的組織における事務・管理・サービス労働に代表される。後者は直接的な生産過程から独立している非生産的労働である。それは、「労働者のパーソナリティや資質までもが生産手段の一部と化している」⁵⁾と説明されている。

現在の労働のタイプでは、このような直接的に生産に関わる労働とは切り離された労働が重要な意味を持っている。それらは教育労働であり、福祉労働であり、医療労働である。これらの労働には労働の一般的規定があてはまる側面とその労働に固有な独自性という側面がある。社会福祉労働はこのような独自性のある労働に属する。社会福祉労働は「階級支配や生物学的肉体的条件などの点で基本的な生活権を奪われている人間に對して十全なる人間的な生活を送るように援助していくという独自性を持っている労働」である⁶⁾。ここで取りあげる社会福祉労働とはどの

ような性質の労働であるか。現在、定まった概念はないとする中でも、一つの定義をあげれば「社会福祉の制度とか政策それ自体が住民に活用されるためには、社会福祉の従事者の働きが不可欠である。社会福祉労働とはこうした従事者の労働を言う。その現場は社会福祉施設、福祉事務所、各相談所の相談員、家庭奉仕員、社会福祉協議会などである。」と説明されている⁷⁾。そして、「社会福祉労働は自然物に働きかけて有用価値を生産する労働ではない」と位置づけられている。

社会福祉労働は非生産的で無駄な労働であるのか。現在の生産的、非生産的労働をめぐる議論では、社会福祉労働も「生産的労働と定義される可能性がある。」⁸⁾

しかし、本稿ではそういう議論を越えて、社会福祉労働が憲法にもとづく生存権を保障する労働であり、高齢社会を迎えた現在では、人権の保障と人間の尊厳を確保するための労働であり、専門性が必要な労働であることを歴史的背景から説明していきたい。

日本でも、かつては社会福祉事業は、社会事業と言われ慈善家による私的な慈惠的事業であった⁹⁾。そこに従事する者は自己犠牲的聖職意識を持っていた。鷲谷善教は「社会福祉についてなお根強く存在する慈恵的な事業觀と、それに伴う自己犠牲的な聖職意識が、労働者としての権利意識や自覚を常に抑える役割を果たしていた」¹⁰⁾と説明している。

戦後、社会事業労働が民生委員を主体として担われるようになった状況について、浜野一郎は次のように説明する。

戦後になって社会事業の実践が、民間篤志家の手を離れて有給雇用労働者によってになわれるようになった。それまで民生委員を主体として行われてきた社会事業が、有給職員に変わったことは、戦後のわが国この改革がすべてそうであったように、「総司令部の意向として、社会事業の民主化、近代化の一環としてうちだされたもの」¹¹⁾であると。

浜野はこの社会事業近代化について、「それまでのわが国が充分に近代化されていない社会事業の部分的修正として行われたのではなく、社会事業先進国としてのアメリカの価値観の総体とともに行なって行われたものであり、それだけに従来のわが国の持つ経済的・社会的・文化的構造と激しく抵触した」¹²⁾と述べている。

このことは、個人の自由と尊厳、さらに生存権の思想をたえず否定しようとする動きのなかにあらわれ、より具体的には新たに荷担されざるを得なかった社会事業の経費負担から、「自らを解放しようとする資本の動きとしてとらえられる」と言うのである¹³⁾。

さらに浜野は、社会事業労働を「社会事業を志向しないしはその目的の実現を志向した精神労働である」と規定している。浜野によれば社会事業は国民の生存権保障の一環を形成し、正常な一般生活の水準より脱落背離したそのおそれのある不特定の個人または家族に対し、その回復保全を目的としておこなわれるのであり、社会事業の対象は特定個人の生活構造であると言う¹⁴⁾。

これらの論説に基づいて社会福祉労働の歴史を概観するとき、社会福祉労働が慈恵的な社会事業觀のもとに、それに伴う自己犠牲的な聖職意識の中で実践され、社会福祉労働者自身が労働者

としての自覚や権利を抑えられがちであったことが推測される。その後、民生委員を主体にして行われた社会事業が、民主化・近代化の一環として有給職員に変わり、国が福祉政策に関与し始めた頃には、社会福祉労働は賃金労働者による労働と認識されるようになった。

それにもかかわらず、社会事業の施設経営者の中では、社会福祉労働者は賃金労働者としての権利を持たないという考えが支配的であった¹⁵⁾。さらに営利を目的としない民間施設の管理費用の財源が、限られた国や地方自治体の措置費の範囲におかれているために、施設利用者の生存権の保障を職務とする社会福祉労働者自身が、自分の生活を十分に営めない就労条件下におかれていたと考えられる。

社会福祉労働の需給については、労働力として確保・養成が十分になされず、職業としての主体的・客観的条件が成熟しなかったことや、社会福祉労働と労働市場の関連でもほとんど偶発的な契機に左右されて、職業労働としてのミニマムの条件も定着しなかったことがあげられている¹⁶⁾。

これらの諸点について、近年の社会福祉労働はどのようにとらえているのであろうか。副田義也は、社会福祉労働の基本的枠組みに関して、その労働の職業倫理の源泉とも考えられるものを「福祉思想」¹⁷⁾と呼んでいる。副田は、労働過程には、自然に働きかけていく労働過程と、人間や社会を対象として働きかけてゆく労働過程の双方があるが、社会福祉労働はその後者であり、その対象は、「生活問題と見なされる状態にある生活構造および人格構造である」¹⁸⁾と述べている。

副田によれば、具体的には福祉労働は、困難な状態にある人々の生活に働きかけ、それを一定の水準に達しさせ、その水準を維持しようとする労働である。そして福祉労働がもっぱら精神的労働の一環として理解されてきた経過があるが、かなりの部分は一種類の福祉労働のうちに精神的労働と見なされる諸活動と肉体的労働とみなされる諸活動とが合わせて含まれていて、この二通りの労働の複合が福祉労働である。しかしこれまで福祉労働の理論的考察がなされるとき、肉体的労働の部分は、無視されがちであったことが指摘されている¹⁹⁾。さらに副田は、その労働のための職業倫理の源泉とも考えられるものを福祉思想と呼ぶ。そして福祉労働を憲法などの法規範による生存権の思想と関わらせて、福祉労働は「生活問題の扱い手である人々の生存権を保障する労働である」と説明する²⁰⁾。副田はその理論では非生産的労働に分類されるサービス労働の中に、福祉思想を取り入れて倫理的背景を必要とする労働であると言うのである。

大橋謙策は、社会福祉労働の特徴を次のように言っている。社会福祉労働は「個人の恣意で行われるサービスではなく、社会権的存在権としての権利、法概念としての社福祉行政に伴って現れる労働であり」その労働者は「社会が共同行為の一つとして持っている「責務」をはたすために雇われている労働者である」²¹⁾と。大橋は労働過程や労働対象という抽象的、原理的な展開にとどまらないで、「現実の社会的諸関係に制約されている生きた肉体を持った個人の生活の課題とそれに付随する精神的、人格的課題」に迫るのが社会福祉労働だと言う²²⁾。

それは、社会福祉制度の成立・発展は封建時代以前の慈善的・慈惠的な個人の恣意にもとづく行為に始まり、資本主義社会そのものが生み出した歴史的産物としての社会問題に対応して確立してきたものであると言う。そして社会福祉労働については、不生産労働であるとか、公共サービス労働であるとか、精神労働であるとかいう労働過程の一般化・抽象化したうえでの枠組設定を図ろうとすることは「正しい」としながらも、次のような欠落した視点を指摘する。

「問題はそれらの労働過程を内実化させている社会福祉労働は、個人の恣意で行われるサービスではなく、国民が永い歴史の中で闘い取ってきた社会的存在権としての権利、法概念としての社会福祉行政に伴ってあらわれる労働である」²³⁾と。

大橋によれば社会福祉労働者は、社会が共同行為の一つとして持っている「責務」をはたすために雇われている賃金労働者であり、憲法第25条をはじめとする「法概念としての社会福祉」の理念実践のために必要とされているのである。

そこでは、現実の社会的諸関係に制約されている生きた肉体を持った個人の生活課題とそれに付随する精神的・人格的課題が労働の対象になる。さらに、社会福祉労働者にとって対象者の社会権を保障することは、自己の社会権を保障することに他ならない。大橋は、その社会権の保障という具体的な過程においてはじめて「技術」という専門的方法論が必要になると述べている。

社会福祉労働は、生活問題に課題を持つ個人とその家族に対して働きかける労働であると集約できる。その根本を貫く理念は「福祉思想」と表現される。また、社会の責務として人間の社会権存在権に働きかけるということは、国民として自他ともにその生存権を確保する労働であると集約されている。

真田 真は社会福祉の労働過程が労働力の消費過程であることは、他の労働過程と共通であるが、さらに社会福祉労働に加えられることは人格の消費過程とも言うべき特徴をもっていると言う²⁴⁾。その労働は対人サービス労働のなかでも「対象者の精神的・人格的発達や要求に応える比重が比較的に多い教育労働」などと共通な固有性・特徴を持っていると説明している。

歴史的背景の中から社会福祉労働の展開をたどると、時代の推移と共に慈恵的事業から有給職員による労働に発展し、さらに憲法による人権の保障という公的な労働に発展している。そして福祉の思想として倫理性を根本に置く労働である。

社会福祉労働は、最も根源的な人権の保障という社会的価値を持つ労働である。

2. 社会福祉労働の現状

平成元年12月の「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（通称ゴールドプラン）は、高齢者の保健福祉の分野における、公共サービスの基盤整備をすすめるために、在宅福祉および施設の緊急整備等の具体的な到達目標を定めている。

内容は、ホームヘルパー、ショートステイ、デイ・サービス事業といった在宅福祉サービスを量的に整備しようとするものである。例えば、ホームヘルパーは平成11年までに10万人に、デイ

・サービスセンターや在宅介護支援センターはそれぞれ1万か所に整備する等である。この計画は1994（平成6）年には現行のプランを上回る需要があることが明らかになったことから、高齢者介護対策の充実をはかるために全面的に見直され、新ゴールドプランに修正された。新ゴールドプランの理念は、利用者本位、普遍主義、総合的サービスの提供及び地域主義と表現されている²⁵⁾。整備目標の引き上げによって、施設サービスの充実の他にマンパワーの養成確保が課題としてあげられ、寮母・介護職員20万人と看護職、OT・PTなどの確保・充実が必要とされている。例えば在宅サービスのためのホームヘルパーは10万人から17万人引き上げられた。社会福祉は社会福祉労働に従事する人材が整わなければならない。社会の要求に応えて、社会福祉サービスのメニューを整え、質の高いサービスを提供するためには、専門的な職種によって対応する必要がある。

現在社会福祉のための労働力は、十分に充足されているとは言い難く、その養成のための専門技術としての学問もいまだ確立の途上にあるといえる²⁶⁾。

従来、社会福祉事業に従事する職種としては福祉事務所に勤務する社会福祉主事や児童福祉施設の現場で働く保母などが主な職種と考えられていたが、高齢化が進んだ現在では老人福祉施設の増加や全般的な社会福祉施設の増加などによって、社会福祉事業に従事する職員の職種（つまり主事や保母以外）や数は漸増している。

新ゴールドプランにもあるように、ホームヘルパーなど社会福祉労働従事者はさらに増加している。社会福祉労働従事者の数は、毎年3万人前後の規模で増えており、現在は88万人（1993年）²⁷⁾に及んでいる。

社会福祉施設従事職員の中では、社会福祉施設の職員は全体の80.5%を占めている。在宅福祉を担うとされるホームヘルパーは7.8%と増加を続けている。福祉事務所や社会福祉協議会の職

表1 主な社会福祉施設の種類別にみた施設数の指標の年次推移（昭和55=100）

	総 数	老人福祉施設	身体障害者 更生援護施設	児童福祉施設	精神薄弱者 援護施設
昭和55年（'80）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
60（'85）	114.3	137.4	147.7	104.2	158.3
平成2（'90）	121.6	194.0	180.0	103.7	219.8
3（'91）	123.7	213.3	189.2	103.6	234.6
4（'92）	126.6	238.1	199.7	103.9	249.2
5（'93）	129.5	265.4	210.3	103.9	264.4
6（'94）	132.2	293.0	220.6	103.9	278.1

資料 厚生省「社会福祉施設等調査報告」

表2 社会福祉従事職員の年次推移

(単位：人)

	昭和55年	昭和60年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	
							人員	構成比%
総 数	576,436	659,449	716,128	751,266	783,417	831,430	882,342	100.0
社会福祉施設職員	474,779	548,031	593,824	617,859	636,886	671,989	710,011	80.5
ホームヘルパー	13,220	21,613	31,069	38,945	48,591	58,427	69,298	7.8
その他	88,437	89,805	91,235	94,462	97,940	101,014	103,033	11.7

注1) 社会福祉施設職員は、社会福祉施設調査報告による。

施設長、児童相談員、教護、寮母、保母、教母、職業指導員、事務職員等を含む。

2) 平成元年度以降の「その他」欄は、福祉事務所、民生一般、児童相談所及び社会福祉協議会の職員である。

3) 資料 厚生省・援護局調べ

員等の「その他」は、11.7%である。

社会福祉労働の現場での人材確保については、その必要量と共にその質の向上も常に課題にされてきた。1987(昭和62)年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」は、国家資格として制定されたもので、社会福祉労働の質を向上させようとするものもある。それ以来、社会福祉系大学や学部の増設、養成校の新設などが相つき、社会福祉士の指定養成施設は12か所、介護福祉士指定養成施設は194か所に及んでいる²⁸⁾。

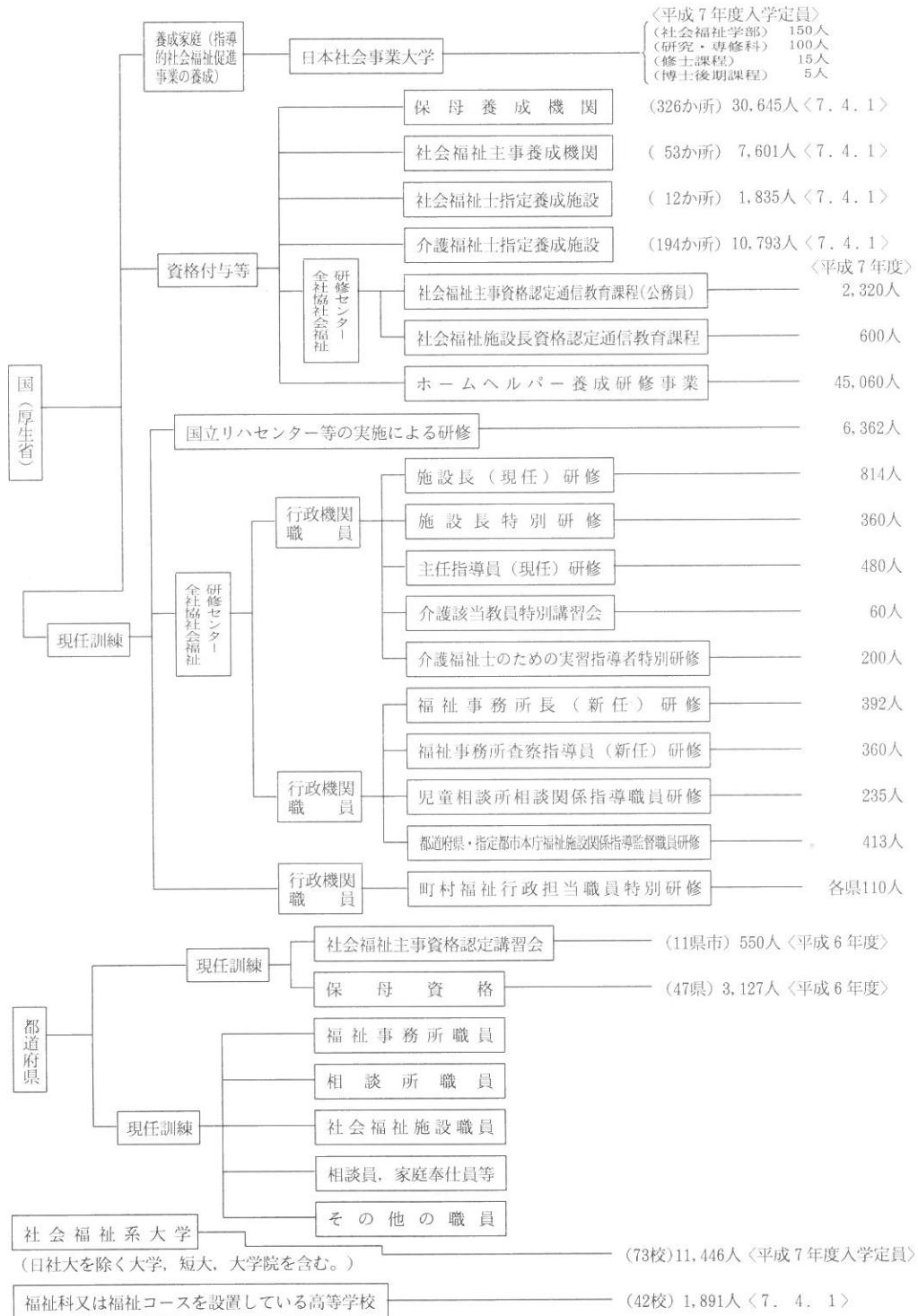
国は同時に、1992(平成4)年6月の「福祉人材確保法」に基づいて、平成5年4月に「福祉人材確保指針」(社会福祉事業に従事するものの確保を図るための措置に関する基本的な指針)及び「福祉活動参加指針」などの告示によって、社会福祉労働に関わる人材の確保を図るための政策をうち出した。

また民間では全国社会福祉協議会が、介護職を魅力ある職種にするための就労条件として、労働条件や福利厚生が鍵を握ることを提言し改善を要求している²⁹⁾。

施設の増加等により社会福祉労働に従事する人員は増加したもの、社会福祉労働に対する社会的な認識はまだ低く、現場での労働条件や待遇は余り改善されているとは言えない状況にある。一方、急速な高齢化は、核家族化など家族構成に変化をもたらした。そのために高齢者の介護や在宅福祉サービスの要求など、社会福祉に対するニードはより多様化し、より高度化する結果を生んでいる。同じことは施設福祉の場合についても言えることで、環境の改善や待遇の改良を求める動きとなって現れ始めている。

高齢人口の伸びに伴って今後も、社会福祉労働従事者が増加するとすれば、2000(平成12)年

図1 社会福祉従事職員研修体系等の概要



出典『国民の福祉の動向』第42巻第12号

には、約111万人の社会福祉従事者が必要と推計されている。若年の労働人口の減少が予想される中で、社会福祉労働に必要な労働力をどのようにして引き寄せることが出来るか、つまり高齢社会における社会福祉労働の需要の増大にどのように応えるかという新しい課題を持つことになったのである。

3. 社会福祉労働の現代における課題

社会福祉労働は、社会福祉の対象と言われる生活上の問題を持った個人や家族に対して、その生活問題に働きかける労働である。

岩田正美は、社会福祉労働を特徴づける例として、施設の中でのふたつの労働を挙げている。その一つは施設の中で中心的に存在する「日常生活の細々とした世話や指導」であり、それはかっては社会共同体の内部で、そして現在は家庭の中で行われている労働の一部が、社会福祉労働の中に取り込まれたものである。もう一つは「行政事務であり取り分けその過程としてあらわれる相談業務」である³⁰⁾。

岩田は、そのいづれの労働も、科学性や専門性を必要とする可能性を含んでいると示唆している。岩田の言う社会福祉労働は、この二つの特徴的な労働を中心としており、その周辺に本来他の政策やサービスが対処すべき教育、医療等の活動を含んだものを社会福祉労働であると言う。

社会福祉労働の専門性については、前述した大橋は憲法第25条をはじめとする法概念にもとづいた社会福祉実践のための国の責務としての労働であると述べた。そして社会権の保障の過程で「技術」という専門的方法論を持って対処するというのである。この社会福祉労働の技術については、細川順正は「『専門職労働』としての社会福祉労働論序説」で次のように説明している³¹⁾。

従来の社会福祉における専門職論は、二つの系譜をもち一つは倫理性で、それは対象が人間であって、且つ公共性が強いという側面をとらえて、社会福祉労働者の彼自身に対する自覚ないしは自己規制としての把握である。二つには社会福祉労働者の機能的側面を捉えて、彼の使用する知識・技術の体系としての把握である。

細川はその専門性が社会福祉労働者の自己認識や、外部から特に付与されたものとして捉えられ、社会福祉そのものとの内実的関係における必然性として把握されていないことを指摘している。そこでは、社会福祉労働者の能動性、発展性、志向性との系統性が欠落していたと言うのである。さらに細川は、「社会的有用労働である社会福祉労働が、資本主義社会では疎外され、寄生的労働としての性格を帶びて」³²⁾いたが、その場合社会福祉労働者として二重に規定された彼の人間活動の意義を把握した上で、「社会福祉労働の力が労働者＝国民の要求運動によって呼び覚まされようとするところの眞の意味における社会福祉労働の力を、その形態を変え続ける相対的・過程的なものとして把握されなければならない」³³⁾と言う。そして今日、社会福祉労働において用いられる技術ないしは知識の体系は、疎外された状態にある人間に対する科学を基礎

におくべきである。生活する人格主体としての対象者に真に接近するためには、彼を客体（社会制度・環境）の矛盾過程において認識しなければならないと言う。

さらに細川の論を借りて技術を専門性との関連で見ると次のようになる。「技術はその対象者の疎外状況からの脱出を図る手段の一端を担うことにおいて、その専門性を発揮できるといえる。ここでは、労働対象である生活する人格主体の要求は、社会（生産力）発展に照応して発展する相対的なものであるから、一つの社会福祉の実現（水準・内容）は次の要求の前提となるように発展し続ける性格を持っている」³⁴⁾からと。

真田 真はこの専門性について「労働がより科学的になっていく場合には、労働過程が部分に分解されることが必要であるが、一度分解されたものが総合化されるところに、近代的な専門性が求められる」とし、社会福祉労働の専門性がこの総合性の類型に属していると述べ³⁵⁾、対象者を人間として総合的に把握していることが重要な点としている。

社会福祉労働の対象の理解と専門性に言及している黒川昭登のケアワーカーについての専門性はより具体的である。黒川は「被援助者の理解とはかかわりのない援助の技法、つまりケアそのもののなかにあるのではなく、ケアを有効適切に生かすために被援助者を個別的に理解することを背景にした個別的で特殊な援助方法の中にある」専門性と、管理が優先する施設の中で、自己疎外の状況にあるということを知ったうえで、「対象者の成長の援助」という専門的な仕事を、とかくその仕事を阻害しがちな状況のなかで、「創造的に」遂行することが専門職のケアであると述べている³⁶⁾。

高齢化の進む中で、65歳以上の高齢夫婦世帯や単身世帯が増加³⁷⁾している。さらに障害を持つ高齢者や介護、援助、相談等を必要とする階層も増加している。そこにも社会福祉労働者が必要となってくる。そしてその対応には人間を総合的にとらえる専門的な対応が必要なのである。

お わ り に

社会福祉労働が、人権や社会権の保障に関する援助を行うに当たっては、その援助の方法は益々複雑さを増していくことが考えられる。加えて社会福祉労働者には倫理性が一層必要とされるであろう。そのような中で社会福祉労働に従事する者は、住民の社会環境としての制度やサービスを変革していくための新たな要求を提案する役割を持つべきである。

また、倫理性に基づいた対応や、技術としてサービスを選択する方法などの専門性が追求されなければならない。社会福祉労働の新しい課題は、高齢者や障害者への政策の向上に直接関連する労働であることを考えれば、地域福祉や在宅福祉サービスの充実のためにも、現代に十分応えられる倫理性と専門性を持った労働に成長する必要がある。

引 用 文 献

- 1) 財団法人厚生統計協会編『国民の福祉の動向』, 1995年第42巻第12号, p 82.
- 2) 阿部 實, 『福祉改革研究』, 第一法規, 平成5年, p 123.
- 3) 4) 5) 6) 『現代社会学辞典』, 有信堂高文社, 1984, p 146~152.
- 7) 京極高宣編, 『現代福祉学レキシコン』, 雄山閣出版, 1993, p 165.
- 8) 刀田和夫, 『サービス論争批判』, 九州大学出版会, 1993, p 138~146.
- 9) 拙稿, 石井十次における救貧から防貧への展開について, 岡山県立大学短期大学部紀要第1卷第1号, p 1~6.
- 10) 小倉・小松他, 『社会福祉の基礎知識』, 有斐閣, 昭和44年, p 455.
- 11) 12) 13) 14) 浜野一郎, 「社会事業労働に関する一考察」, 明治学院論叢157号, p 36~37.
- 15) 副田義也, 「福祉労働論の基本的枠組」, 社会福祉研究 第10, 1972, p 25.
- 16) 小倉・小松他, 『社会福祉の基礎知識』, 有斐閣, 昭和44年, p 455.
- 17) 18) 19) 20) 副田義也, 「福祉労働論の基本的枠組」, 社会福祉研究 第10, 1972, p 25.
- 21) 22) 23) 大橋謙策, 「社会福祉労働者の養成・研修問題」, ジュリスト臨時増刊, (537号), p 336~337.
- 24) 真田 真, 「社会福祉の今日的意義」, 総合社会福祉研究第2号, 1990, p 2~12.
- 25) 前掲書1), p 88.
- 26) 京極高宣, 『福祉専門職の展望』福祉士法の成立と今後, 全国社会福祉協議会, 昭和62年, p 25.
- 27) 28) 前掲書1), p 257~261.
- 29) 『社会福祉関係資料集10』月刊福祉第75巻3号, 全国社会福祉協議会, p 205~214.
- 30) 岩田正美, 「社会福祉労働者の特性と構成」一番ヶ瀬康子編『社会福祉と政治経済学』, 一粒社, 1979, p 191~192.
- 31) 32) 33) 34) 細川順正, 『社会福祉学』「専門職労働」としての社会福祉労働論序説, 日本社会福祉学会, 第12号, 1971.
- 35) 真田是編, 『社会福祉労働』, 法律文化社, 1975, p 244~p 248.
- 36) 黒川昭登, 『現代介護福祉論—ケアーワークの専門性』, 誠信書房, 1989, p 61~63.
- 37) 財団法人厚生統計協会編, 『国民衛生の動向』, 1994, 第41巻第9号, p 39.

(平成8年10月31日受付)
(平成8年12月25日受理)

岡 野 初 枝